

アジア・アジアパラ競技大会街中盛り上げイベント企画・運営業務委託  
プロポーザル実施要領

1 契約の目的

本業務は、令和8年度に開催されるアジア・アジアパラ競技大会（以下「アジパラ大会」という。）の競技中継及び様々な人が交流できる場（イベント）を実施し、大会の気運醸成、大会を通じた市内消費及びスポーツの普及・啓発を図ることを目的とする。

2 契約の概要

- ア アジパラ大会の公式事業であるパブリックビューイング（以下「PV」という。）の実施
- イ 競技団体と連携した体験ブースの受け入れ調整
- ウ 豊田市の特産品や出場国料理等飲食売店、各種PRブースの受け入れ調整
- エ 車などの展示、乗車体験等によるモビリティ展示ブースの受け入れ調整
- オ 文化披露等のステージイベントの司会進行業務
- カ アからオまでの会場設営、運営統括及び備品の準備  
（以下、アを「公式事業」とし、イ～オを「市独自事業」とする。）

3 契約期間

令和8年5月26日（火）～12月25日（金）

4 提案限度額

60,000,000円（消費税込み）

5 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（その他業務委託）を有する者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) 当該案件に参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人間関係に該当する者同士が辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることを妨げるものではない。）。
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。
  - ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること（ただし、（1）に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。）。
  - イ 令和2年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）又は公益財団法人発注の業務で元請として1件当たりの税込金額500万円以上で、以下の業務の履行実績を有する者であること。
    - ・イベントの企画、運営又は会場設営、管理に関する業務
  - ウ 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に基づく警備業の認定を都道府県公安委員会から受けているものであること。

## 6 全体スケジュール

- 3月31日（火） 事業実施の公告、公表、公募の開始
- 4月10日（金） 参加表明書の受付期限・質問の受付期限
- 4月15日（水） 参加資格確認通知書の送付
- 4月17日（金） 質問の回答期限
- 4月24日（金） 提案書等の提出期限
- 5月7日（木） ヒアリング実施及び選考委員会開催
- 5月11日（月） 選考結果の通知
- 5月25日（月） 契約（予定）日

## 7 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和8年5月7日（木）午後2時～午後5時のうち指定する30分間（ヒアリングの詳細時間は後日連絡する。）
- (2) 開催場所 豊田市役所 西51会議室（西庁舎5階）
- (3) 備考
  - ア 提出された企画書等に基づき1社30分（説明10分、質疑応答20分）のヒアリングを行う。
  - イ ヒアリングの入室可能人数は最大3名とし、資料説明は業務担当責任者が行うこと。
  - ウ 説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
  - エ 資料説明及び質疑応答の際、参加者名を伏せて行うので、自己紹介は行わないこと。

## 8 提案書等の提出書類

企画提案書は、A4サイズ両面5枚で10頁以内（表紙、見積書、積算内訳書は除く）とし、レイアウトは縦とする。また、企画提案書の資料左側を製本し、正本1部、副本6部を提出すること。なお、副本については、表紙や目次のほか、本文中に社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。

### (1) 企画提案書

以下の項目について「仕様書」の内容を踏まえたうえで企画提案書を作成すること。

NO	審査項目	提案内容
1. 業務経験等		
①	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社概要（本業務を担当する営業所等の記載）</li> <li>・令和2年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）又は公益財団法人発注の業務で元請として履行したイベント企画、運営又は会場設営、管理に関する業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）</li> </ul>
②	業務担当責任者の業務経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の企画、運営業務を行うにあたっての実施体制及び人員配置計画を示すこと。</li> <li>（業務担当責任者及び業務担当者の資格、経歴、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）又は公益財団法人が発注の業務で、元請として携わったイベント企画、運営又は会場設営、管理に関する業務の実績と役割等）</li> </ul>
2. 実施方針等		
①	業務全体の実施方針・具体的実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の特性や本市の状況等を踏まえ、イベント実施期間を通じた実施方針を設定し、具体的な実施方法を提案すること。</li> </ul>
②	工程計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に示す業務内容等も踏まえたイベント実施期間を通じた工程計画（準備段階も含む）を提案すること。</li> </ul>
③	重点項目・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務における重点項目を整理し、その達成に向けた課題の提案とその対応等を提案すること。</li> </ul>
3. 提案内容等【提案項目／公式事業の実施方法・運営】		
①	公式事業の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公式事業の特性や本市の状況等を踏まえた具体的な実施方法を提案すること。</li> <li>・また、公式事業として市独自事業と区別する具体的な方法を提案すること。</li> </ul>

②	会場イメージ図	・実施方針に基づき、話題性や会場特性、立地、気候等を考慮し、多くの来場者が公式事業を楽しむことができ、実際に実施可能な設置場所を提案すること。なお、来場者数基準は150名以上とする。
③	運営方法	・会場特性を十分考慮し、大型ビジョンや音響設備、観客席等の設置イメージ図や仕様について提案すること。
④	工程計画	・準備段階から当日の進行、撤去等までの計画
4. 提案内容等【提案項目／市独自事業の実施方法・運営】		
①	市独自事業の実施方法	・本市の特性を踏まえた具体的な実施方法を提案すること（市独自事業として公式事業と区別する具体的な方法を含む。）。 ・各種事業について来場者の話題性や効果的なPR方法の具体的な実施方法を提案すること。 ※ステージイベントや出店事業者については委託者が検討するため、提案不要。
②	会場イメージ図	・各種事業のゾーニングや来場者の導線の狙いを明確にし、具体的な設置場所を提案すること。
③	運営方法	・来場者の導線及び出店者の入れ替わりを想定した設置場所や設置方法を提案すること。
5. 提案内容等【提案項目／各種安全対策】		
①	各種安全対策	・効果的な暑さ対策（熱中症）を提案すること。 ・大雨、台風等の悪天候時の対策を提案すること。

(2) 見積書及び積算内訳書（1部）※様式は任意とする。

(3) 参考資料

- ・企画提案にあたり、イベント実施場所である豊田市駅東口周辺の図面を参考にし、現場の状況を確認の上、会場特性を考慮した計画を検討すること。

## 9 評価基準

(1) 下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と、各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等【事務局評価】

- ① 業務実績（16点）
- ② 業務担当責任者の業務経験（4点）

イ 実施方針等【選考委員評価】

- ① 本業務や豊田市に対する知識や特性等を踏まえた実施方針（24点）

#### ウ 提案内容等【選考委員評価】

- ① 公式事業の実施方法・運営（20点）
- ② 市独自事業の実施方法・運営（20点）
- ③ 各種安全対策（16点）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として特定する。見積金額が同額の場合は、くじ引きにより決定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として特定しない。
- (4) 選考は以下の5名の委員により行う。

委員長	豊田市魅力創造部	塚田 知宏
委員	豊田商工会議所	伊藤 健飛
	トヨタ自動車株式会社	吉松 章彦
	一般社団法人 TCCM	中井 久美
	豊田市魅力創造部シティプロモーション課	山内 康資

※いずれも4月以降の所属名称での記載とする。

#### 10 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
  - ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
  - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
  - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
  - エ 市が示した条件に違反した提案
  - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) このプロポーザルの公告開始日から最優秀提案者が選定される前日までの期間で、アジア大会の中止等が決定した場合、本プロポーザルは無効とする。

- (8) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
  - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
  - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
  - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (9) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (10) 最優秀提案者特定の日から最優秀提案者との契約締結日までの期間で、アジパラ大会の中止等が決定した場合、契約内容及び契約金額等を変更した業務委託について、本契約の相手方として随意契約により締結することがある。なお、延期の場合は、延期後の開催年度の業務委託の本契約の相手方として随意契約により締結する。
- (11) 本契約を締結後、アジパラ大会の中止等が発生した場合、契約内容及び減額等の変更を行うこととする。
- (12) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (13) 本契約の履行状況が優良な場合、本契約に直接関連するアジパラ大会の盛り上げ関連業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

## 資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
(2) 人的関係	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>